

一 此度之一途非礼之儀勿論に候へ共君親之義
左候んハ無御座候、浮沈此節専極候得所あしくハ
其分にとゆるがせの心得世にハ忠孝も
なき様ニ被存候、惣^而願順路^{二者}難參候城下へ
出訴之訳も大屋並合には不参候、実儀此方の
儀^者願之趣先ハ沙汰^ニ及古來取來り之辻
帰之入津減少の旨^ニ付歎之^ニ候へハ出訴
之段恐怖不致有躰城下へ申被有之条
いろ／＼こと葉を構ラリホニツカセ可申もの欵
乍去模様も可有候得とも畢竟うしろ強
いたし置其上之儀尤之様私慮^ニそんし候
□□其節口上之趣今度願之儀御城下へ
罷越之處不届^ニ候へ共是迄對公儀御願主より
御惠被為置候条當時取繩難相成尤滅亡^ニ及
心之所一通御領主達御聞いか様とも相成可申
之覺悟^ニ候、就夫上方親類共へも相談^ニ及
何とそ御領主御計^{二而}家名式も相続仕様彼方より
主人宮様へ御願申、則如斯御合旨相蒙り候
月番之御年寄中へ可差出旨申出候ハ、遲滯之儀
思ひもよらす候、尤私式之者共力様之訳恐入候
得とも先九右衛門上野宮様懸りにて
公辺も仕候例可心安候

一位なくして葉たかきハ罪なるのよし併
筋あることに候へ者網裏の魚^ニて一生を
あやまるぎは無余義^ニと共^ニ候、まさしく
權現様以来參上之者共^ニ候へハかねて存立
御座候、万端出京の上申談置追^而上方
御城代衆組与力より備州辺へ呼出之計
を以表立出京可申欵、一かたならぬそんし立
何分にも差急候計ハいか様とも計レ候事^ニ
御座候、極るところ天へ対おそれなき
はたらき^ニ候得ハ占文^ニも不及我智に
考ルの天官にもとづき申こと^ニ候、あま龍も
雲を得て池中の物にあらすとの儀一切

雲辺よりゆり出御老中御領主手前こと

済可申候、尤なましひのこと仕出如何^ニと

多年思慮いたし候んの儀候へ共^ニ元来

公儀^江そせう無之其義^ニ付通路開キ

申之用趣胃中^ニ御座候

右之通御座候運命故かなハじこと
路御心に及候て無是非次第飛脚を以
勘当可受之候、抑忠孝ハ政道之本
細謹を不顧之仕合本意を達候上
急度帰國可申候、仍^而なけ文

如件

壬

七月日

庄右衛門正虎